

一九二〇—三〇年代における農民運動の展開

——運動方針の検討を中心として——

島 袋 善 弘

はじめに

これまで一九二〇—三〇年代の農民運動は、もっぱら農民運動＝小作争議＝地主・小作間の小作料と小作地をめぐる抗争として検討されてきた。農民運動史研究の通説である農民運動史研究会（大島清、栗原百寿他）編『日本農民運動史』（一九六一年）は、一九二〇—三〇年代の「農民運動の中軸は……農民組合（全農）による反地主的経済闘争、いわゆる反封建闘争である」ことを前提とし、その上で「恐慌の深化拡大とともに運動のスローガンも、農産物価格暴落への抗議、税金引き下げ、仕事よこせ等、反独占資本的なものにはばを広げた」（傍点——原文のまま）とする。したがって、この説を一言で示せば、一九二〇—三〇年代の農民運動は、反封建闘争（＝地主・小作間の対抗）を基軸として、昭和恐慌期以降「反独占運動の萌芽形態」があらわれたことになる（ここでは用語法については問題にしない。さし当り「反封建闘争」を小作争議とし、「反独占闘争」を小作争議以外の運動とする——この規定に問題はあるが——いみで考えておこう）。

この説には、第一に「反封建闘争」として展開された農民運動に「反独占闘争」という異なる運動形態（両者は闘争の目的・組織・担い手・敵対者において全く異なる）が入ってくることによる矛盾と緊張、および運動の模索過程が明らかにされることなく、論理的にも実践的にも両者が整合

的なものとして位置づけられているという点で問題があり、第二に「反独占闘争」がどこまで展開されれば萌芽的なものから本格的なものに転化するのかということが明らかでなく、論理的なあいまいさを内在させているという点でも問題がある。

本稿では、以上のような問題点を念頭に置きつつ、一九二〇—三〇年代における農民運動の展開を全面的に検討し、小作争議以外の諸問題が、どういう形で農民運動に入ってくるかということ、それによって小作農民運動として出発した農民運動が、どのような問題をかかえこむことになったかということ、その結果として農民運動はどのような方向転換を迫られたかということ（いいかえれば、一九二〇—三〇年代における農民運動の「進一退」の模索と逡巡の過程）を明らかにし、それに加えて、戦後再出発時の農民運動について、その運動と組織の形態を検討した上で、農民運動の模索過程がもつ意味を明らかにしよう。

（本稿では農民運動の実体面には触れない。それは、論文を量的に制限する必要にもよるが、主として論証が煩雑になることを避けるためである。実体面については、別の機会に整理する予定である。なお本稿では社会主義的色彩をもつ農民組合——恐慌前では日本農民組合・全国農民組合。恐慌期には、全農総本部、全農全国会議、日本農民組合総同盟——をとりあげる。それは、一つには農民運動の主流がそこにあるからであり、二つには農民運動は、本来体制批判の本質をもつものであり、その点でも社会主

義的な組合運動がとりあげられるべきだと考えるからである。)

(1) 大島清「農民運動の諸問題」(東畑精一、宇野弘蔵編『日本資本主義と農業』一九五九年所収)四三〇頁

(2) 農民運動史研究会編前掲書三五頁

(3) 本稿で引用した機関紙・誌、原資料等のうち、未刊のものはすべて法政大学大原社会問題研究所に所蔵されているものである。

一 昭和恐慌前の模索過程

一般に一九二〇—三〇年代の農民運動は、出発時から小作人組合であったと理解されやすいが、日本農民組合第三回大会(一九二四年)の総本部報告には「大正十一年の創立当時に農民組合に加入した人々の中には、六名中小作一四名、自作二二名、農一七名、工二名、官公吏四名(地主一名、学生一名、記者一名、兵士一名、外一名であつて今日の如き小作自作よりなる農村無産階級の色彩は無く、単なる農業者の集団であつた。処が第二大会の折には既に完全に小作及び自作の団体になる事が出来た」とあり、この時点においてさえ、組合構成員が、小作・小作兼自作農に限定されてはいなかったことがわかる。⁽²⁾

このように小作人組合として純化されていなかったとはいへ、初期の農民組合が小作人組合として理解されたことについて疑問をさしはさむ余地はない。ただ注目すべきことは、階級的に小作人を労働者と、地主を資本家と同一視したという点であろう。この点は、国際労働協会の代表選出をめぐる議論の中にしばしば現れる「『農業労働者』と云ふ言葉の内には我が日本の小作人も其内に包含されてゐる」という主張や、「我國の小作問題は、その實質に於て労働問題の発現に過ぎないものである」⁽³⁾「村ノ労働問題ト町ノ労働問題トノ間ニハ何等ノ區別ガ付カナイヤウニナル」⁽⁴⁾等の指摘に示されるとおりである。

このように小作人を無産者として、労働者と同一視する論理をベースとしつつも、他方には「農民運動の展開は必然的にプロレタリア解放運動で

ある然し乍ら農民の資本主義社会に於ける自然的地位が、プロレタリアではないと云ふ事及びそのために農民運動が保守反動化すること」⁽⁵⁾の指摘や「小作人は労働者でない企業家であるのに小作農は引き合はぬ」という理解もしばしば顔をのぞかせており、小作農の性格規定について若干の模索があつたことを示している。とはいへ、都市の労働者と農村の小作農は共に無産階級として位置づけられ、農民運動は農村における無産階級の運動⁽⁶⁾小作争議とされた。したがつて、農会・産業組合・村政への進出も「小作人階級の地位を保護する」⁽⁷⁾ための農会進出であり、「信用組合其の他の組合をして、小作人階級に適する様改造」⁽⁸⁾するためであり、また「村会に臨む……立場はつきりと小作農民階級の利害を代表してゐるのであつて、小作農の利害にかかわる限りで問題にされた」⁽⁹⁾

このように農民運動は小作農民運動として理解される中で、農村における他の諸階層はどのように扱えられたであろうか。日農創立の頃から、自作農の窮乏状況についての指摘は枚挙にいとまがない。たとえば、「小作するよりも自作する方が得策であることは自明であります、併しそれでも矢張り食へ……ません、又将来益々食へなくなります」⁽¹⁰⁾「一町歩の田畑では例へ自作であらうが到底生活を保持して行くことは困難である」⁽¹¹⁾「自作しても、米作りが引合はぬこと、夫で自作農は、年一万戸近く倒れてゐること」⁽¹²⁾等々の指摘がそれである。⁽¹³⁾

次に中小地主の位置づけをみよう。⁽¹⁴⁾農民運動が小作争議として出発したことから、当然のことながら初期においては地主全体が疑問の余地なく敵対的なものと考えられ、その階層差は問題にもされなかった。中小地主の性格が問題にされるのは、一九二七年に入ってからである。たとえば『土地と自由』六一号(一九二七年二月五日(香川版))は「世界資本主義の衰亡の波瀾にゆらぎつゝあるわが資本主義はその必然の勢よりして、小資本家小地主、自作農及一般中産下層階級を駆り立て、無産階級への夥しき、又極めて急激なる転落の運命に逢着せしめつゝある」と記しており、『農民運動誌』第五号(一九二七年八月)の川村恒一「農民大会——農民代表者會議と村民大会——村民代表者會議の關係」は「小作人も、自作農も、小地主も、もう今は金輪際やつて行けなくなつてしまつた。それは極度の行き詰りで

ある。生死のドタン場である農村全体が生活不安の毒のため濃みきつてしまったのだ」と書いている。

以上のような自作農・中小地主の窮乏化をくみ入れた農民の階層区分はどのようなになされたであろうか。この時期に階層区分について記した主要なものは、次の三つである。

①日農本部資料「農民組合運動並に一般情勢に関する報告」（二七年七月、青木前掲書第一巻所収）

②村山藤四郎「農民問題に關して」（『土地と自由』六七号）二七年八月一〇日（二）

③和田叔三「農民の社会的地位（講和）」（『農民運動』第九号）二八年一月・二月合併号）

このうち①は、中小地主を中農とし、その当面の要求は封建的搾取者としての地位を有利ならしめ、確保することに存⁽¹⁸⁾すると、その性格を規定しつつも、彼等は没落過程を辿りつつあり、小農（自作・自作・小作の家族労働による経営）、貧農（小作・半プロ層）等と共通の利害をも有すると、その中間層的な地位を指摘している。②は、大農（大土地所有者）、中農（自作・自作上層）、小農（零細農・小作人）、半プロ層と区分するが、中小地主がどこに入るか記されていない。

最も詳細に階層区分を論じたのが③である。この論文は「純地主のうちでも小作料を大きな収入源泉としてゐる地主は……比較的少数であらう」と、大土地所有者が少ないことを指摘した後「全農民の約七割を占むる純小作人及び自作兼小作人に対立する地主階級は、少しばかり小作させてゐる自作農や一町歩や二町歩位の小地主やでなく、地方的な特殊性もしばらく離れて全国的に見れば、大体五町歩以上位の大中地主（その中には富裕自作農の上層が含まれる）の階級だといふことになる。勿論五町歩以下の地主でも小作人の搾取者であるものが多く、殊に小地主の多い関西地方に於てはさうであるが、かやうな小地主は、地主といふよりは寧ろ比較的富裕な自作農、即ち中農の上層乃至富裕農であつて、か様な富裕農の部類に属するものは、五町以上の中地主にも相当するであらう。……そこで吾々は推しなべて、小作人对地主の対立は、大体に於て、小作人对五町以上の

中大地主の対立である」と見ることが出来るワケである」と記している（階層区分は、耕作地三町以上富裕農、一―三町中農、一・五町以下小農・貧農とする）。

自作農・中小地主をこのように位置づけた上でなされた運動が、一九二七年に大きくとりあげられた農民大会・農民代表者会議、村民大会・村民代表者会議である。農民大会・村民大会運動が成立する根拠について、木村敏郎は、次の如く述べている。

「農民は貧農だけではない。また農村人口は農民だけではない。そして貧農ならざる農民即ち中農小地主乃至小商人は、貧農ほどには困っていない。なまでも、今日の如き絶対的専横政治と帝国主義との下に於ては、種々の点に於て大地主及びブルジョアに対して利害が対立してゐるのであつて、一定の要求に於ては完全に貧農と協同の闘争をなしうるし、またなまざるを得ない地位に置かれてゐるのである。例へば農具肥料の問題に於て、悪税高税の問題に於て、水利問題に於て、産米産麦検査の問題に於て、強制寄附金の問題に於て、その他諸種の村政県政、国政の問題に於て。これらの問題は凡て貧農の問題ではあるが、併し決して貧農だけの問題ではなく中農も小地主も小商人も、皆これらの問題で大ヘコタレにヘコタレてゐるのである。たゞ彼等はお互ひに分散し、孤立してゐるがために、またブルジョアと無産者との間をふら／＼してゐるがために自ら立つて闘ふ力がないだけのことなのである。

併しながら彼等と雖ども、彼等の先頭に立つてその要求を支持し、彼等のために真実に闘つてやるものがあれば、奮ひ立つて戦ひ、この闘争の過程に於て分散と孤立とから組織と団結へと進みうるものであり、また進まざるを得なくなるのである。こゝに貧農だけでない、被圧迫村民全体の闘争及び組織としての村民大会運動の根拠がある」

農民大会・村民大会が提唱された経緯について川村恒一は、農民大会・村民大会の第一の目的は「立入禁止反対運動の一戦術として聞かれ、之に依つて立禁の猛襲に対抗するために催されて来たのであつた」と記している。また農民大会・村民大会の全国的展開の上で転機となつた第一回全国農民代表者会議開催（二七年七月一三日）の経緯について「農民大会は、

耕作権確立同盟の組織運動として展開されて行った。その結果、近畿地方耕作権確立同盟は、遂に各村、各県、各地方に組織された同盟を統一し、全国同盟を組織すべく、全国農民代表者会議の開催を提唱するに至ったのである⁽²⁵⁾と記しており、農民大会・村民大会の現実の出発点は、耕作権確立闘争を有利に展開するためであったことを示している。

しかしながら、ひとたび出発した農民大会・村民大会は、独自の論理と運動形態をもつようになった。即ち、村民大会は「農民運動の新しい発展段階、小作人だけの小作料減免の闘争から、農村の政治的経済的全機構に亘る大地主の圧制に対する小作人、自作農等貧農の闘争⁽²⁶⁾」だということになり、また「すべての状態から考へて見て今日農村で捲き起されねばならない運動は、農民大会―農民代表者会議（ここでは小作人大会・小作人代表者会議のいみで使われている―引用者註）ではなくて、貧農民が中心となつて中農も、小商人も味方に引き入れて戦ふ村民大会―村民代表者会議⁽²⁷⁾」ということになる。

農民大会・村民大会の運動形態は、当然小作争議とは異なるものであった。それは、労農党との協力の下で「小作人は村民大会を郡民代表者会議へ、県民代表者会議へ発展させねばならない、そして町村自治体の自主化、町村自治権の拡張のために、執拗に果敢に府県会に対し、府県知事に対し中央政府に対し闘争を展開せねばならぬ⁽²⁸⁾」とされた。また、二七年六月一八日の『土地と自由』号外は、部落総会（寄合）や部落総代会での活動を農民大会・村民大会の第一歩として位置づけている。それを考慮に入れると、農民大会・村民大会運動は、農村被圧迫層（自作・小地主を含む）と共同し、部落―町村―郡―府県―政府へと展開する闘争形態だということになる。なお、村民大会運動に小商人その他を含むといつても（このこと自体は、村民大会の性格をどう理解していたかという点にかかわる注目すべき点ではあるが）「小商人、その他の小市民は農村では大して重要ではないから」「これは実質に於て貧農と中農との協同戦線である⁽²⁹⁾」とされた。

このような農民大会・村民大会の運動は、現実にもかなりの展開をみせている。二七年七月以降の『土地と自由』には、その展開が記載されており、とくに六六号（二七年七月八日）から七三号（二八年三月五日）の間

に多くみられる。それは、村政不正、税金、寄付金、水利、農会、産業組合等の問題をとりあげ、村政革新同盟、村政刷新同盟、村民大会、郡民代表者会議、県民代表者会議、養蚕農家救済運動（群馬・長野）、産麦検査反対運動（兵庫）等の形で展開された。

ところで、以上のような農民大会・村民大会運動の展開は、耕作権確立闘争を支配的形態とするようになった地主・小作間の対立⁽³⁰⁾小作争議と矛盾する面をもっていた。というのは、「現在では中小地主がむしろ耕作権を蹂躪する場合が多い」「中小地主が、その最近の窮迫から立禁をくわす様な情勢に迫られてゐるので、政府・大地主の政策に利用されてゐる⁽³¹⁾」といわれる事態が進んでゐたからである。つまり、小作争議を重視すれば、農民大会・村民大会に動員される小地主は敵対的な階層となり、農民大会村民大会を重視すれば、小地主との土地取上げ争議は被圧迫階層内部の対立（＝非敵対的対立）だということになる。

このような矛盾に対して日農は両者を整理・統一した新しい運動方針の確立を必要とした。両者の矛盾について議論し、新運動方針を模索したが、二七年七月一七―一九日に開かれた第二回中央委員会であった⁽³²⁾。この中央委員会では、農民大会・村民大会が小作争議を有利に展開するための・従属的なものであるのか、それとも独自のいみをもつ闘争であるのか、中小地主は獲得すべきものであるのか、中立化させるべきであるのかについて議論されている。議論そのものは、論点が充分つめられているとはいひ難く、結論も明確ではない⁽³³⁾。しかし、中央委員会の決定を成文化した「農民組合運動並に一般情勢に関する報告―一九二七年七月―」（中央委員会の多数説を示すものと考えてよい）は、次のように記している。

「大地主、中地主、小地主は……異なる程度と意味に於ていづれも吾が日本農民組合乃至小作人大衆と対立せるものである。此等全体との一般的経済的対立の根底は、封建的搾取者――（小作米をとるもの）と封建的被搾取者（小作米をとられるもの）との關係に存する。……中小地主に対し、現発展過程に於て吾々と共通の利害を有する何物もない。とは云へ、彼等が国家を通じて租税其の他で搾取され、大地主による独占によつて圧迫され、中間商人、銀行資本によつて搾取されて居る点に、彼

等を支配階級から切離し、全無産階級に対して中立の立場をとらしめる可能性、少くとも現支配階級の陣営内の対立、矛盾、衝突を促進し得る可能性も存するのである」⁽³⁴⁾「かくて日常経済闘争を遂行するにあたって最も重要なことは、従来の如く大地主と、中小地主に対する無差別的闘争を行ふことではなくして、大地主と中小地主とに異なる戦術を功妙に適應して、大地主と中小地主を対立せしめると同時に大地主に対する闘争は、労働農民党の指導する町村民大会の運動に結合し、政治的に転化せしめねばならない。かくすることによって……大地主にあやつらるゝ中小地主の盲滅法に行ふ立入禁止等を事前に撃退し、悪地主が行ふ立入禁止と徹底的に……戦ひ得ねばならない」⁽³⁵⁾

つまり、大地主と中小地主の対立は、支配階級内部の対立であり、その内部対立を促進することによって、小作争議を有利に闘うべきだといふのである。

このような運動の位置づけの背後には、農民運動は、農民組合が担う小作争議（＝経済闘争）であり、無産農民（小作人階級）の有産者（地主階級）に対する闘争であるという論理がある。そしてこの論理には、小作争議以外の農民大会や村民大会の形による運動は、農民運動ではなく、労働党が担うブルジョアの政治運動であるという理解が伴っている（先に指摘した如く、中小地主と小商人とを同一レベルで問題にしているのはそのためである）。その一端は、すでに引用した文章にも示されているが、次の文章は、それを端的に示している。

「同じ農民だからと云ふ理由で中農も大農も、時には中小地主までも一所くたに考へ、貧農独自の立場と闘争と組織とを忘れるものは、無産階級とブルジョアとを一所くたにしやうとしたり……階級闘争を否定しやうとするブルジョア自由主義の代弁者と同じであるといふ他はない。そして農民組合こそは……貧農独自の恒常的な組織であつて……それは必然に小作料と耕作権、即ち結局土地問題を中心に運動を進めて行かななくてはならない」⁽³⁶⁾「今や戦闘的な農民組合運動は、全貧農民（小作人、自作兼小作人及び小自作農）の利益のために戦ひ、全貧農民を闘争に動員し……労働党はたゞこの貧農だけでなく、中農、小市民（小商人のや

うな）をも専制的な政治支配に対する闘争に動員するに至つてゐる」⁽³⁷⁾

農民大会・村民大会を以上のように位置づける理解については、二つの面から批判がなされた。一つには、農民大会・村民大会運動が、政治闘争であることを認めた上で「農民運動を政治闘争に発展せしめると云ふのは……大農の下層、及中農等を、唯貧農が自らの闘争に利用すると云ふことではなくて、彼等も又貧農が敵とする所のものに対して共に同じ政治的要求を持つてゐるものであり、彼等も貧農と結合して共同の敵にあたるのは彼等自身の利害に基づくのである」⁽³⁸⁾（傍点＝引用者）とみて農民大会・村民大会運動の独自性を認めるべきだという批判である。もう一つの批判は農民大会・村民大会運動を政治問題（政治運動）として組合運動の外に置くことに対する批判である。日農中央委員長山上武雄が「農民組合過去一ケ年の批判（山上私案）」（一九二七年一月）において「小地主と大地主とを区別する戦術の如きも農民組合それ自身としてはあまりに真剣に講究せられて居らぬ、況や自作農に対しては如何に働きかけるべきやの問題の如きは純なる政治問題として労働政党的に委しておくべきではないと思ふ」と記しているのは、批判のそうした方向を示していると考えてよいであろう。

農民大会・村民大会運動は、その後どのように位置づけられたであろうか。一九二八年の日農第七回大会の政治部情勢報告は、「自転車税家屋税等の悪税反対米麦検査制度改廃、耕作権確立等の日常端初的要求によつて或は争議に結びつけて有利に展開し……或は未組織単独組合を獲得した」⁽³⁹⁾と記しており、明確とはいへないが、農民大会・村民大会は、争議の有利な展開と組織拡充を目的とするものと考えられている。一九二九年の全国農民組合第二回大会の一般運動方針は、「吾々は……中農以下の未組織農民をも動員し……小作料減免中心の運動より、高利、独占価格等の問題、租税その他自治体に於ける問題……その他日常の経済的・政治的諸問題を勇敢にとりあげて全面的に戦ふと共に、之等の全闘争を吾々の集中的目標たる『耕作権の確立』のための闘争に結合統一し、之に従属せしめる。そのために『土地と自由を与へよ』のスローガンを大胆に、前面に押出して戦ふ」⁽⁴⁰⁾と記しており、農民大会・村民大会運動の従属的位置づけが明確化さ

れている⁽⁴³⁾とはいえ、この時期には小作争議においても大地主と中小地主とを区別する必要が叫ばれている。たとえば「中小地主の立禁……の場合……その背後にある大地主に闘争を向けて行くべきである」⁽⁴⁴⁾「闘争を大地主及び此と結托する専制的政府に集中せよ。……このためには組合が充分統制をとって、大地主と小地主とに対する要求条項（例へば小作料減額の率等に於て）に差等を設けること……かくして小地主を大地主から切りはなし、これを中立せしめる」等の指摘がそれである。このような指摘は、中小地主に対する微妙な対応を示すものとして注目すべきであろう。

× × ×

農民大会・村民大会運動を全日本農民組合（組合長 杉山元治郎）は、どのように位置づけたであろうか。全日農がこの運動形態について本格的に検討したのは、二七年一〇月一〇日に開かれ、「単に争議方針の確立のみでなく、組合全般に亘る大方針の樹立のための、重要会合である」とされた全国争議部長会議においてであった。この会議では「小地主に対する態度と大地主に対する態度」「自作農階級を味方とし若くは中立せしむる事の必要及びその方法」等が検討された。この争議部長会議について『農民運動』誌は「全日派幹部は……村民大会・農民大会運動を、始めのうちは、やれ階級的立場を没却するの何のと悪口云ひながら十月十一日の争議部長会議では『大衆行動の組織』とか『農民大会・村民大会』とかの新戦術を採用し、おまけにどう血迷ったか『小地主と雖も組合へ加入せしめること』といふやうな脱線した決議までもした」と記している。争議部長会議の記録には、小地主を組合に加入せしめる云々のことは記載されていないが、そのようなことが議論されたとしても、それほど奇妙なことではない。というのは、農民大会・村民大会運動を農民運動の独自の一形態だと考えれば、自作農や耕作小地主は、農民運動の担い手だということになり、農民組合に加入せしめてもよいという議論が出てくるのは当然だと考えられるからである。その後、全日農「東京事務局情報」⁽⁴⁵⁾（二七年一〇月二四日）には「大地主との闘争に集中し小地主と対立せしめ……ること」「農民大会・村民大会・労農大会を開き一般政治運動と結合せしめる」といったことが記されているが、日農における議論と異なる記述は見当らない。

(1) 青木恵一郎編『日本農民運動史料集成』第一卷（一九七六年）一二四頁
(2) なお、この大会では、組合から智識分子を排除して、組合員を小作、小自作・日雇農に限定すべきか否かが議論されている（青木前掲書第一卷一三五―一三六頁）。

(3) 『土地と自由』創刊号 一九三二年一月二七日（一）の数字は第一面を示す

(4) 同前四号 一九三三年二月二〇日（二）

(5) 一九二四年二月二九日賀川豊彦講演（青木前掲書第一卷一五四頁）

(6) 一九二六年三月九日農青年部創立大会「青年部宣言」（青木前掲書第一卷三六三―三六四頁）

(7) 『土地と自由』一四号 一九三三年二月二〇日（四）

(8) (9) 一九二二年日農第一回大会決議（青木前掲書第一卷九三―九四頁）

(10) 『土地と自由』四〇号 一九二五年四月五日（一）

(11) 『土地と自由』創刊号（二）

(12) 同前八号 一九三二年八月二五日（四）

(13) 同前一六号 一九三三年四月二八日（一）

(14) 自作農の窮乏は、その下層ばかりではなく、中上層にまで及ぶこともしばしば指摘されている。たとえば『土地と自由』二八号 一九二四年四月二〇日（一）は、一九二〇年の農商務省調査を引用し、田畑合計二町歩余を耕作する自作農の欠損状況を記している。

(15) 我々が自作農と並んで中小地主を問題にするのは、日本の土地所有構造において中小耕作地主の比重が大きいということ、およびこの階層の位置づけが一九二〇―三〇年代の農民運動を理解する上で決定的なポイントになると考えるからである。なお、農地改革前の農地所有構造については、大内力『日本農業論』（一九七八年）三一七―三八頁を参照されたい。

(16) 『農民運動』（希望閣発行）第五号一二頁。なお『農民運動』誌は、日農の理論機関誌的役割をもつ雑誌であり、また事実上の共産党機関誌ともいわれる。

(17) 和田淑三は②の村山藤四郎のペンネームである。

(18) 青木前掲書第一卷四四六頁

(19) (20) 前掲和田論文（『農民運動』第九号）三六―三九頁

(21) この時期には、農民大会・農民代表者会議と村民大会・村民代表者会議は前者が貧農(事実上小作農のみをいみした)独自の利害を、後者が農村全民衆(自作・小地主・小商人等を含めた)の共通利害をとりあげて闘うという区別がなされている(『農民運動』第五号一九二七年八月号一五頁)。しかし、少しあとになるとほとんど区別されず、同一のものとして扱われるようになるので、本稿でも両者を区別しないで用いた。

(22) 木村敏郎は、前出和田徹三と同じく、村山藤四郎のペンネームである。

(23) 木村敏郎「村民大会と村民代表者会議」(『農民運動』第四号一九二七年七月号)二〇—二二頁

(24) 川村恒一「農民大会——農民代表者会議と村民大会——村民代表者会議の關係」(『農民運動』第五号一九二七年八月号)一三一—一四頁

(25) 同前一二頁

(26) 農民大会・村民大会運動がとり入れられた事情として、一つには、農民組合が町村会・農会・産業組合等へ進出し、そこで小作農だけでなく、農村諸階層全体の問題をとりあげざるをえなかったこと、二つには、金融恐慌による農村の一般的窮乏に対応する運動形態が必要とされたこと、三つには、小作争議において対抗する地主中に、敵対的階層としては位置づけがたい中小耕作地主がかなり含まれていたこと等があるものと思われる。また、農民大会・村民大会に自作農だけでなく、中小耕作地主まで含めるのは、中小耕作地主を、自作農の中・上層と質的に差異のあるものと考えることが、困難であつたことによるものとみてよい。このことは例えば、二町歩自作農が、農民大会・村民大会を担う階層であるとすれば、一町五反自作、一反歩貸付けの耕作地主を排除すべきだということは、非現実的だということである。その論理的な点については、恐慌期の運動を見る際に検討しよう。

(27) 山本静「自作農創定と政府の魂胆」(『農民運動』第五号)三三頁

(28) 川村恒一前掲論文(『農民運動』第五号)一六頁

(29) 『土地と自由』六七号一九二七年八月一〇日付

(30) 木村敏郎「戦間的農民組合当面の諸問題」(『農民運動』第五号)二七頁

(31) 『土地と自由』六七号一九二七年八月一〇日付

(32) 第二回中央委員会の議論は、『土地と自由』六七号一九二七年八月一〇日付に記されている。

(33) この中央委員会で、中央常任委員会草案の運動方針には、小作料減額「要求の理由——農民生活の窮迫を中心の理由とすること」と記されており、また藤井哲夫(岡山)は「『要求の理由』を収支不償に求めるよりも、吾々の生活の窮迫を中心とすべきだ。吾々農民はとにかく食ひない(食へないの誤引用者註)から小作料の減免をやるのだ」(傍点—原文)と発言して、原案は承認されている。この要求理由の変更は、地主や社会に対する訴えの効果を考慮してなされたものと考えてよく、あまり大きなみがあるとは考えがたい。

(34) 青木前掲書第一卷四四九頁

(35) 同前四五六—五七七頁

(36) 木村敏郎「村民大会と村民代表者会議」(『農民運動』第四号一九二七年七月号)二〇頁

(37) 木村敏郎「戦間的農民組合当面の諸問題」(『農民運動』第五号一九二七年八月号)二二頁

(38) 村山藤四郎「農民問題に関して」(『土地と自由』六七号一九二七年八月一〇日付)。同一人の批判であるが、問題の所在を示すものである。

(39) 大原社研蔵『日農総本部資料 一九二七年』所収

(40) 青木前掲書第二卷四六頁

(41) 全国農民組合は、一九二八年五月、日農と全日本農民組合(二七年三月に日農から分裂して結成されたもの)が合同した組合である。

(42) 青木前掲書第二卷二二八頁

(43) このような農民大会・村民大会の位置づけには、「一昨年の春頃『村民大会』を有力な広汎な大衆を動員する闘争形態として重要視し、之が展開に努めたが、それは誤であつた」(一九二九年四月八日指令九号「立禁との闘争に関する指令」——大原社研蔵『全農総本部資料 一九二九年』所収)とする自己批判が伴っている。

(44) 『土地と自由』六七号一九二七年八月一〇日付

(45) 一九二七年九月二五日指令「今秋農村の闘争に対する日本農民組合の活動方針」(大原社研蔵『日農総本部資料 一九二七年』所収)

(46) 一九二七年一〇月四日付「全国争議部長会議召集状」(大原社研蔵『全日本農本部資料 一九二七年』所収)

(47) 二七年一〇月一日「全国争議部長会議順序」(大原社研蔵同前資料所収)

(48) 木村敏郎「大衆的闘争の展開と戦線の統一」(『農民運動』第八号)一九二七年一一・一二月合併号) 四頁

(49) 大原社研蔵『全日農本部資料 一九二七年』所収

二 昭和恐慌期における運動方針の転換

(一) 全国農民組合総本部

農民大会・村民大会運動を小作争議に従属的な小ブルジョアの政治運動とみる形で一応の結着をつけた農民運動の摸索過程は、一九二九年(昭和四年)年末の恐慌突入後、小作・小自作という農民組合の構成員が窮乏の度を深めると同時に、自小作・自作・中小耕作地主の窮乏が深化するともなつて、再検討を迫られた。税金・借金・農産物価格低落・養蚕業の潰滅的打撃等によつて、窮乏は農村全般におよび、農民組合としてもそれに対応する必要があつたからである。

土地問題に対する方針の確立とともに、失業者の帰農・独占価格・税金・借金・産業組合・農会・町村会等について方針を確立する任務をもつた一九三〇年の全農第三回全国大会は「土地を持たぬ貧農、自作農及び自作兼小作農は、今や急激なる没落を示し……決死的大衆的行動を以て躍進してゐる」と小作・小自作農以外の窮乏を指摘し、「租税、高利、独占価格に対する闘争……は中農以下の広汎な層の問題」であることを認めながら、そうした運動を「全農民闘争の集中的目標たる土地問題解決の爲めの『土地を農民へ』の闘争に結びつけ、従属せしめて……戦ひ進まねばならぬ」と、その土地問題への従属を説いている。

この年には恐慌に対応する新しい運動方針を提起するというよりも、むしろ新しい運動方向に対する警戒が、過去の農民大会・村民大会運動に対する批判をもたつて記されている。たとえば、「従来、養蚕闘争は養蚕農民一般に対する叫びかけに立ってゐた。即ち貧農から地主にいたる一連の養蚕農民と云ふ見地は階級的にはあり得ない。……貧農の立場を捨て、

養蚕農民一般の立場よりする運動は農村に於ける階級対立を減却する、吾々は貧農の立場より問題を取扱ひ、先ず地主への闘争によつて階級対立を明白に……(し)なければならぬ」(『若し小作料減免、土地取上、立禁、差押反対等の基本的な吾等の闘争と分離して別個に悪税闘争のみを闘ふとすればそれは小ブルジョア的な街頭運動に方向を誤るであらう。それは悪税反対の闘争は小作人、小作兼自作農以外の自作農を始め農村小市民層が動員されるからである』等の指摘がそれである)。

このような新しい運動方向に対する警戒の背後には「生活窮乏に基づく小作料減免にすら応じ得ず、小作料値上げ、自己経営すらせんとする中小地主は、土地所有権をマッコウにふりかざし……逆襲的に闘争をなし來つてゐる。これに対して農民は『土地を農民へ』の闘争に進まざるを得ない」といわれる小作争議の展開があつた。農民大会・村民大会運動を重視して、中小地主との対立をあいまいにするわけにはいかない、地主小作間の深刻な対立があつたのである。

三一年に入ると若干変化がみられる。まず、七月七日の第三回中央委員会に提出された「中央常任委員会活動報告」は、「我が全農は、今日の情勢下にあつて……土地制度への闘争と資本主義搾取への闘争との農村に於ける強度の相対的变化による方針の変更問題」をかかえてゐると記している。ついで一月一二日の全国争議・組織部長会議では「全農は小作農を中心とした組織、小作制度に対する闘争力の結集体である」としつつも、「全農内に於ける中農と貧農との矛盾の克服策等についての活発なる討論がなされ」「全農の再建は働く農民のすべての層とその闘争を成功的に遂行し得るための組織と職分の分化の上にこそあること」「中小農その他……一切の農民的な意識層を動員して農民委員会を組織すること。農民委員会は大衆党支部のあるところでは党農村委員会となる……こと等々が決定せられた」⁽¹⁰⁾。また、一二月二日の指令第一〇号「借金・税金支払猶予闘争について」は、従来の闘争の不活発さを自己批判し、「本闘争を勝利的に遂行し得るためには、全農のほかに、闘争組織が必要だ。この闘争組織こそ現実の大衆政党たる大衆党の農村委員会なのだ」と、大衆党と結合した運動を部落―町村―府県へと発展させるべきだと主張している(ここでも小

作争議以外の運動が政治運動であり、労農政党が中心となるべきだとされている。

しかしながら、同年一二月の「綱領草案大綱」(この大綱は、三二年全国大会の準備として作られたものである)は、飯米・借金・税金・村政・産業組合・農会等についての「闘争は、畢竟主要闘争形態たる小作料闘争及土地闘争を準備し、補強し、完成し、拡大するためのものである。それが此種の諸闘争の役割であることを明白ならしめること」と、土地闘争の重要性を強調し、「中農は原則として組合外にあるものとして中農対策を実践しなくてはならぬ。現在……貧農と中農との対立は免れぬ」「貧農の利益と多かれ少なかれ共通する中農の利益のために各種の闘争を行はねばならないのだ。但しその場合に、下層貧農の利益を犠牲にすることは絶対に避けねばならぬ」と、中農の利害は、小作人組合のための中農対策として問題にされるに過ぎないことを記している。

このように、この年には農民委員会・農村委員会を提起するという形で若干の模索を示しつつも、従来の方針に基本的な変化はない。

なお、この「綱領草案大綱」は、全農の規定について「『貧農を中心とする一般勤労農民大衆の闘争組織としての全農』なる規定が、それが中農をも全農に入れるといふ意味があるならばそれは結局不可能だし、又全農を無力化する危険がある」と、全農勤労農民組合とする構成員規定を批判し「『一般勤労農民大衆の利益のために活発に闘争するところの貧農大衆の闘争組織としての全農』と再規定されねばならぬ」と全農勤労農民組合とすることを主張している。この両規定は、全農の規約第三条「本組合は全日本に於ける小作農、小作兼自作農及日傭農其他本組合の承認したるものを以て構成す」(全農勤労農民組合とする)と異なるものであり、この時期に組合構成員について議論があったことを示している。全農勤労農民組合とする規定が提起されたのは、小作人組合と規定したのでは、たとえ五〇六反歩耕作の自作貧農を農民運動と組合から排除せざるをえないという不都合をさけたいということによるものだともてよいし、全農勤労農民組合とする主張は、窮乏は上層農民にまでおよびものであり、五〇六反自作で線を引くのは、実践的には非現実的であり、論理的にも無理がある

ということであろう。中農の組合加入が危険だというのは、二〇三町歩の自作中農が勤労農民として農民組合に入ってくるとすれば、たとえば、一町五反自作で一反歩貸付けている耕作地主(論理的に検討する上では、貸付地は一畝でも一歩でもよい)は、勤労農民であるのか否か、寄生的側面をもつけれども勤労農民であることを認めざるを得ないとすれば、その小作人との対立は勤労農民内部(農民運動を担う階層内部)の対立だということになるが、それでよいのかという問題である。恐慌期に、農民組合をどう規定すべきかについて、くり返し議論されるが、このような背後にある矛盾と緊張を押さえておかないと全く理解しえない。

一九三二年に入つて大きな変化があらわれる。

八月一九・二〇日の第二回中央委員会にむけた中央常任委員会の「運動方針大綱草案」は、「全農を小作人組合と規定し、組合は経済闘争を、政党は政治闘争を」といふが如き方針は既に今日に於いては誤りである」と新しい方向を模索する姿勢を示しつつも「日常政治闘争の……問題等も……土地の問題に結びつくし、又結びつけて戦はねばならぬ」と従来の土地闘争優位の方針を踏襲している。しかしながら、中央委員会では、これまでの、勤労農民を動員した運動のたちおくれを自己批判するとともに、「今日までのは、小作争議を有利に導くための政治闘争であつた、それは組合主義的政治闘争である。たとへ小作争議から出発してもそれを計画的に一般勤労農民の要求とも結びつけてたかめて行かねばならない、農民自治派の中農本位のファシヨ的農民運動を撃破するためにも、吾々は今日以後自作農以下の一般勤労農民の要求を組織し闘はねばならぬ」と一般勤労農民の「政治闘争」が、小作争議に対して従属的なものとされたことを批判している。また、同中央委員会では「全農の規定」も問題にされ、「階級分化の急激な進行はかつての中農を貧農化した(自作農の貧農への没落)最近の恐慌を最もひどく受けてゐるのは自作農だ、これらの層は小作争議に動員されるものでない」「自作農は……税金の負担も重い。これに対する苦悩は物凄くまでに尖鋭化してゐる」「全農は小作、自作、自作に亘る貧農を組織し、その指導下に中農の動員組織を持つべきである」等の意見が出された後、全農を、自作農をも含めた貧農組合と規定することが、満

場異議なく承認されている。⁽¹⁶⁾

そして、九月四日の指令第一〇号「秋季闘争方針」は、「秋の減免闘争から借金・税金・独占価格等々の闘争を更に大衆化し、躍進せしむべきである」「窮乏カンパはそれ独自に続けて展開し、農代会議の方向に向け、秋の闘争は秋の闘争として準備し、展開して行く。そこで窮乏カンパに動員された自小作・小作農を秋の闘争に動員し、組合と共同戦線を張るか、合流加入せしめる。又秋の闘争を強力に戦ふために窮乏カンパを以て政治的・社会的圧力を敵に加へ、窮乏カンパを強力に戦ふため秋の闘争を以って圧力を加へるべきである」と、小作争議以外の運動⁽¹⁷⁾「政治運動」の独自性を認め、それと小作争議とが相互に強化されるべきことを記している。⁽¹⁸⁾一九三三年には、前年の第二回中央委の転換の方向をもとにもどす形の展開がみられる。七月二三日の全国争議部会議の記録「一九三三年上半期争議活動報告」は、このことを示している。その記録は次のように記している。

「第一の問題は、今日の組合活動の役割に就いての解釈の動揺である。

農民運動における小作争議と土地闘争の過小評価がある。農業恐慌以来……特に顕著なる打撃を受けたものは……中小地主乃至中農であるといはれる、もとよりこれ等の農村小ブルジョアの没落の悲鳴こそは、今次の農村窮乏の一特徴をなすもので、しかも、この中農のもつ利害点・大資本・政府・高利貸等に対する不平・不満の場面と題目とは貧農にも共通するところであるから着目しなければならぬし、且又、その闘争力を積極的に擡み上げねばならない、従つて農民組合活動の範囲が広汎になる。ここに於て、農民組合活動の役割をどこにおくか、といふことが問題となる。……小作制度であるか？ 又は小経営者としての問題であるか？ といふやうな対立的な配置で吟味することは、一つの偏向を生むものであるが、我が農業制度の根本たる小作制度の問題は未だ些も解決されてはゐない。……当面の諸現象にひきづられて農民組合活動と発展においての中心点を忽ち見失つて動揺してゐる。」

このように組合内において、農民運動の性格（小作農民運動か農業経営者の運動か）と、それと不可分である小作争議の評価について意見の対立

があることを記した上で、小作制度の重要性を説き「小作争議こそが、農民の活動・エネルギーの起伏と農民運動の動向を指示するバロメーターである」と記している。

一〇月七・八日に開かれた拡大中央委員会でも、村落活動の重視、中農の利害をとりあげる必要、協同組合発展のための努力等について議論しているが、村落活動は「未組織農民をカク得し、中農への影響力を拡大する」ためであり、協同組合活動は「それが全農の主要任務（小作料と土地に対する闘争）を害するやうであれば、避けねばならぬ」とされ、中農をも含む農代会議は「やがては土地問題解決のための民主的組織に転化するのである」と、土地問題に取れんされるべきだとしている。そして、全農の活動形態と構成分子については、「農民の団体運動が弱くなつた組合運動が不振になつた……小作争議は行きつまつた農民運動は転換しろ」という組合内部の路線転換説を否定し、「中農は全農に組織されない。中農は事実上小作争議には参加しないし、全農にも入らないが、もし入れるとすれば全農は勤労農民の組織となり、現在の段階における主要任務たる小作制度に対する闘争を十分に遂行し得ない」と、小作人組合としての全農であることを確認している。

とはいえ、この年にも村落活動を起点とする中農を含めた運動が重視され、実践されていることに変わりはない。その点は、『土地と自由』や総本部諸文書を見れば明らかである。しかしながら、ここでは、その農民運動全体の中での位置づけ（従属的なものか、独自の一形態か）が問題なのである。

このように全農が、地主小作関係の重さと過去の運動方針にひきずられて、運動の方向を模索しつつも逡巡していたのに対して、転換は全農の外でなされた。全農と協力関係にあった社会大衆党の「全体農民運動」の提起がそれである。

社大党はこれより先、農村委員会活動、協同組合運動の促進等によつて農村窮乏打破運動にのり出していたが、三三年七月二日の中央執行委員会、次のような「全体農民運動方針大綱」を上程協議し、満場一致可決した。

「小作農を対象とし小作争議を形態とする在来の唯一の農民運動は近來の農業恐慌の激化によって変化されたる農村諸形勢に対する適応性を漸次に失ひ今や漸くその孤立性と弱化は著大となりつゝある。かゝる形勢に鑑み……新運動方針は……農民運動の領域を既存の小作的農民運動からこれを横に発展拡大し協同組合、医療組合、負債整理組合等の農村新運動を起動し博大するにある。換言すれば新農民運動方針は小作農を組織対象とする『部分農民運動』を発展し小作農、自小作農、自作農等、全勤・労働農民を組織対象とする『全体農民運動』を展開し……一大農村政治運動を建設せんとする」(傍点―原文)

全体農民運動は、その目標として土地制度の改革、生産・交換組織の变革、金融制度の改革、医療制度の改革、政治制度の改革等農民の生産と生活にかかわるすべての問題を取りあげている(その後、社大党の「昭和一〇年度農民運動方針大綱」は、「貧農と中農の政治的結合体としての『農村政治同盟』の結成」「政治闘争の経済的、社会的根拠として農村部落運動―産業組合、農会、農事実行組合、負債整理組合、並在郷軍人団、青年団活動の―積極化」等運動の方向を具体化している)。

しかしながら、このような社大党の勤労農民運動が、全農の小作農民運動と矛盾することは明らかであり、「全農は党(社大党―引用者註)との間に組織上の關係を有する場合は、組合を党の事務所より分離し、組合の活動と党の活動特に農村委員会との明確なる區別をな」すべきだといわれたり、「『農村政治活動強化に関する件』の審議に当り奈良県山下要造より『農村政治活動強化の名の下に農村政治同盟の如き全農の基本組織と對置するが如き組織を持つことは不可なり』として社会大衆党農村委員会と緊密なる連絡の下に所謂全体農民運動の展開により全農活動の新生面を開拓せんと期しつゝある一味に対する不滿の意を表示」したの(23)は当然のことであらう。

一九三四年三月の全農第七回大会では、小作料、土地の問題は「どこからいっても根本的な要求題目である……これを見失ひ、軽くみる、確信をもてない、さうなつたら全農の運動ではなくなる」と従来の方針を踏襲しつつも、「農業恐慌の深化は農村における階級構成を著しく変化せしめ、

多数の農民を窮乏のドン底に陥れた。……かゝる事態は我が全農の闘争が単に小作問題に限るを得ざらした最大要件である」として行動綱領作成委員会を設置し、運動方針の検討を本格化させる。

九月五・六日の第二回中央委員会は、大会決定にもとづいて綱領問題を取りあげた。この点について「第二回中央委員會議事要録」は、「行動綱領草案骨子に就て……原案作成の方法は、小委員が夫々ある程度の肉をつけた私案を十月上旬に東京に持ち寄つて會議を開き……これを審議して原々案をまとめる。各小委員は手をわけて、この原々案を地方へ持ち込み、説明し、意見をきき、大衆的討議に移した後、更に集つて會議を開き原案をつくる。この原案が来年度全国大会に提出されるのである」と記しており、その後、行動綱領の検討が続けられたことを示している。次に掲げる『土地と自由』一三一号(一九三五年二月九日)の記事(「昨今の情勢」)は、その過程でどういう議論がなされたかを示している。

「農業恐慌の政治的、社会的結果が漸く明瞭に現れたこと……広汎な農民層(相当のところの土地所有農民をも含めて)の動揺……を示して……であること。この農民層の動きは農村の階級線(地主小作關係―引用者註)に沿はないで『農民全体』の線に沿う動きであること。従つて農村における階級線に沿うた利害がそれだけ小さく見え出したこと。……これに対する農民組合の力の不充分についての意識……から組合運動側に種々なる(意識的無意識的の)反作用を起していること(農民組合の組織形態に対する疑ひ、運動方針に対する動揺等)。しかし……(それは)方針の誤っている為ではない。……ここに組合以外の……政治運動の組織の必要があるのだ、問題の解決をこの方向に求めないで、農民組合の組織形態や運動方針に疑ひをもつのは……その結果は客觀的に見ればファッショ勢力の結成に貢献する役割を演ずるものだ。……農民組合運動はこの広汎な農民層の動きに対し、積極的にこれを自分の側に組織する………ために政治部の充実その機能の精力化」を必要としている。

一九三五年四月六・八日の全農第八回大会にむけて、三月一五日には「全農は農村における階級対立の幹線に沿つた大衆団体として」「小作地に働く農民が、有利な労働条件と生活条件とを獲得するために、全国的に団

結して活動する組織である⁽³⁹⁾とする旧来の方針を引き継いだ綱領草案大綱を府県連合会に送付し、「これ等の案は殆んど未定稿なので、最終策としてはどう決定されるか、多大な余地が残されてをる次第です。……全国的情勢を顧られ、且つ見透されて十二分に独自性のある加除訂正をなされんことを切望します」と討議を求めている。しかし、第八回大会では、新潟県を中心に、中小地主とも結びついて闘われた農村政治同盟についてやや活発な議論が展開された⁽³⁹⁾（それも、本質は政治的組織であり「全農からみれば従属的な性質の団体と見てよい」ものとして議論の対象になったものである）⁽⁴⁰⁾。ほか「予期せられたる運動方針等の変更もなく……前年度大会当時より計画されたる行動綱領の如きも……本年夏頃開催予定の中央委員会に之れを附議決定することゝなしたるが如き状況にして……何等新味なく所謂年中行事としての大会に終りたるの感ありたり」といわれた。

その後綱領草案は、中央委員会でも決定されず、「杉山委員長自ら主班たる行動綱領作成会を設置⁽³⁹⁾」したが、「格別の活動なくして終⁽⁴⁰⁾」った（全農内の「小作農民運動路線」に対する「勤労農民運動路線」ともいうべき主張が、どういうメンバーによってなされたか必ずしも明らかではない。しかし、ここまでの検討から、政党系列でいえば全農内の社大党グループ、地方でいえば「全農の勢力に決定的影響を与ふるが如き実勢力を有⁽⁴¹⁾」し、「農村政治運動」がかなり展開された新潟県連によってなされたことは、確実であろう。なお、この時期に勤労農民運動路線のメンバーは「『転換期農村運動方針大綱』を決定し、全体性農村運動の具体化、その認識の普遍化を企図し、パンフレットさへ発行した⁽⁴²⁾」）。

一九三六年一月の第九回全国大会から三十七年の秋まで、旧来の方針に変化はみられない。即ち、「小作問題が根本的でありその占める割合も大きい……この問題のために活動することが主であつて他は従である。これが今の全農の組織方針である⁽⁴³⁾」（三十六年第九回大会議案）、「日本農業経営が困難を極め、農民を貧困ならしめてゐる根源は、高率小作料と高い地価とを放任されてゐる生産関係にある⁽⁴⁴⁾」（三十七年第一〇回大会議案）とされたのである。

全農の路線転換は、三十七年二月一日、人民戦線事件による労農派グ

ループに対する全国的検挙の一環として、全農の首脳幹部（黒田寿男・岡田宗司・大西俊夫等）が検挙されたことを契機としてなされた。事件のあと、二月二十九日に開かれた緊急中央常任委員会は、次の声明書を発表した。

「我等は過去の運動方針を再検討し、小作組合型を放棄して、銃後農業生産力の拡充と農民生活安定のために、勤労農民全体の運動に再出発せん⁽⁴⁵⁾とす。其の第一歩として国体の本義に基き反共主義、反人民戦線の立場を明確にせる社会大衆党を支持し、党支持の全農民団体との統一を計り、進んで産業組合、農会、その他大衆の農民団体とも提携し、戦時戦後の農業国策の確立に積極的協力をなさんとするものである⁽⁴⁶⁾」（傍点―引用者）

この声明書は二つの内容をもつ。一つは、指導精神の時局順応的な改変であり、もう一つは、小作組合型の放棄＝勤労農民運動への転換である。従来、このうち前者の面だけが指摘され、後者の側面が無視・軽視されている。このように二つの内容（指導イデオロギーと運動形態）をもつものとして理解しないと、三十七年以前の運動方針の模索過程や「全農の果すべき役割が小作人組合としてではなく農業者組合としての活動にあるとの認識の下に、一切の農民運動を展開……する⁽⁴⁸⁾」といった文章を位置づけることができない。

こうして、小作人組合としての伝統の重さをひきずってきた全国農民組合は解体された。

全農の主要部分によって三十八年二月に結成された大日本農民組合は「農業に従事する者及び本組合に於て認めたる者を以て構成す」（規約第三条）と、農業経営者の組合であることを規定している。『社会大衆新聞』一〇七号（一九三八年二月一八日）は、大日本農民組合の結成について記しているが、「『小作組合型を脱却する』といふことは、小作料減免の経済運動を全然行はないといふのではない」と、勤労農民運動の一環として小作爭議を放棄するものではないことを確認した後、組合構成員について「在来の組合は小作人だけの組合といふ印象を与へ、且つかゝる組織方針をとつてゐたが、大日本農民組合は、全村的規模において組織することを眼目

とし、したがって、小農、自作農、自小作農、自作農及び小地主をも包含……するものである」と具体的に規定している。⁽⁵⁰⁾

その後、一九三九年四月五日の理事会は「全体性農民運動具体化大綱」について協議した。この「大綱」は、恐慌期において少数派であった全農内の勤労農民運動路線を示すものとして興味ある文書である。「大綱」は「吾々が、全体性農民運動を提唱せしは、昭和七年であった。その当時……農業恐慌の深化に基き……耕地飢饉と農家の借金奴隸化は、小作農階級のみ問題ならず、更に進んで全農村的性質を帯びるに至ったことを認識したからである。故に、また、吾々の活動も、たゞ単に、土地所有・非所有の関係を基点とするの不合理なるを認め、運動の目標をば小作権擁護運動から、さらに発展せしめて……農村全経済機構の各分野を対象とすべきことを指摘したのであった。ところがその当時公式的批判は農民組合運動は如何なる抗弁があろうとも小作組合運動に局限せられざるを得ぬ現状維持に随し……たのであった」(傍点―引用者)と、その出発点と状況を示し「戦時体制下に置かれたりと雖も、吾々は、既往の方針の中、部落活動については変更するの必要は、少しも認めないのである」と村落活動を基礎とする多数者獲得の方針を主張している。⁽⁵¹⁾

(1) 「第三回全国大会の重要性和任務」(『土地と自由』九三三〇年四月五日(-))

(2) 『全農第三回全国大会報告並議案』三七頁

(3) 同前四九頁

(4) 同前四六頁

(5) 同前八三頁

(6) 五月一八日指令第七号「戸教割賦課の町村会を闡へ」(大原社研蔵『全農総本部資料 一九三〇年』所収)

(7) 『全農第三回全国大会報告並議案』三九―四〇頁

(8) 青木前掲書第二卷三七二頁

(9) 『土地と自由』九三三一年一月一五日(-)

(10) (11) 大原社研蔵『全農総本部資料 一九三一年』所収

(12) この時期の階層区分についてのメモ(大原社研同前資料所収)は、「中農とは、自己及びその家族が農耕に従事するに可^レ不足ない耕地を所有する自作農。従つて耕地面積より見れば二・三町位の農業経営者」としている。

(13) 大原社研蔵『全農総本部資料 一九三二年』所収

(14) 青木前掲書第二卷四三八頁

(15) 同前四三八―三九頁

(16) 同前四三九頁

(17) 大原社研蔵『全農総本部資料 一九三二年』所収

(18) なお、この年に展開された農村諸団体、ファシストの農村救済諸願運動について、六月一八日の指令第七号「所謂『農村救済』運動に対するわれらの方針」(大原社研同前資料所収)は、「農村救済運動が……全農十年の不斷の闘争の展開を凌ぐ規模で展開されんとしてゐる事実を、過小評価することは斷じて誤りである」と、その運動の高まりを評価しつつも、全農の運動(体制批判の本質をもち、貧農が指導する)と「今展開されてゐる彼等の運動とは鋭く対立する。部分的には似てゐてもその本質、指導権が違ふからだ」と記し、ファシストの運動は「貧小農を……踏台にして地主、中農の救済を第一に……する運動である」「動員される大衆は貧農がその最大部分であるが、運動の指導権は地主、中農層の手中にある」と批判している。

(19) 大原社研蔵『全農総本部資料 一九三三年』所収

(20) (21) (22) 青木前掲書第二卷四六八―六九頁

(23) 同前四五八頁

(24) 同前四六七頁

(25) 『社会大衆新聞』五三三〇年七月一五日(-)

(26) ここで次の二つの点に注意しておかなければならない。一つは、社大党の「全体農民運動」は農民運動ではなく「農村政治運動」だとされている点である。これはすでに指摘した如く、小作争議―(無産)農民運動―経済運動―農民組合という理解に対して、小作争議以外の運動―小ブル運動―農村政治運動―労働政党という理解を対置する、昭和初期以来の思考様式が続いていることを示している。もう一つの点は、全体農民運動は、部分農民運動(小作農民運動)に對置して提起されたものであつて、反体制的の社会主義的運動に對置された全体主義的(ファシスト的)農民運動ではないということである。従来、この運動方針が無視されてきたのは(農民組合外からの

運動方針提起であつたことにもよると思われるが）この点についての混同・誤解があつたためではないかと思われる。

- (27) 内務省警保局『社会運動の状況 7 (昭和一〇年)』五九〇—九三頁
- (28) 内務省警保局前掲書6 (昭和九年) 一一三〇頁
- (29) 内務省警保局前掲書7 (昭和一〇年) 一一三三頁
- (30) 青木前掲書第二卷五一四頁
- (31) 同前五一〇頁
- (32) 大原社研編『準戦時体制下の農民組合(2)』(一九六八年) 一九三—一九四頁
- (33) 大原社研編『準戦時体制下の農民組合(3)』(一九六九年) 一四九頁
- (34) 同前一四八頁
- (35) 同前一四三頁
- (36) 青木前掲書第二卷六五三—五五頁。なお、討論では「政治同盟」がファッシュに利用されないことを強調している。
- (37) 同前六二九頁
- (38) 内務省警保局前掲書7 (昭和一〇年) 一一三一—一三三頁
- (39) 同前一三九頁
- (40) 同前一四〇頁
- (41) 同前一五一頁
- (42) 大原社研編『戦時体制下の農民組合(6)』(一九七八年) 一一二頁。このパンフレットは、大原社研では見つからなかった。
- (43) 青木前掲書第三卷一一一頁
- (44) 同前一九五頁
- (45) 恐慌期における全農の小作争議以外の運動は、税金、借金、飯米獲得、養蚕損失補償、農事実行組合の組織と産業組合進出、農民組合による農村更生運動等広範囲にわたるが、その形態は、部落活動を基礎として、町村、県、政府に向けて進める運動である。運動の実体については『土地と自由』、『社会大衆新聞』、青木前掲書、『社会運動の状況』等を参照されたい。
- (46) 大原社研編『戦時体制下の農民組合(6)』五六頁
- (47) 全農の時局順応的な対応は、これ以前に三七年九月三〇日に国民精神総動員運動に参加したことをもって開始されたというべきかも知れない（『土地と自由』一五八号—十一月一〇日四）
- (48) 大原社研編前掲書(6)五六頁

(49) 大日農が、小作争議を否定するものでないことは、三八年四月三〇日の第一回全国大会において、賀川豊彦が「吾等の解放は吾等の手でやるのだ、不当なる圧迫に対しては決然として小作争議を辞せないのである」（大原社研編前掲書(6)九五頁）と表明していることにも示されている。

(50) 中小耕作地主をも農民運動の担い手として位置づけるとなれば、どの程度の小作地を貸付けている階層以上の地主が排除されるべきであるのか、つめる必要がある。論理的に階層的な線引きをすれば、ラインは寄生的側面をもつ農民と農民の側面をもつ地主との間にあると考えられる（断るまでもなく農民の側面をもつ地主は、農民組合に組織されない）。しかし、中小耕作地主は、寄生的側面をもっているから、一般的には農民運動全体の中で中立的階層（小作争議においては敵対的であり、争議以外の運動では担い手としてあらわれる）だと考えるべきであろう。このほか、土地持ち労働者の「地主」や、働き手が老齢化したために五、六反歩を貸付けている「地主」等をどう考えるべきかという問題がある。そのような階層については、おそらく、寄生的階層としての生活実体をもっているか否かによって、敵対的階層かどうかを判断するしかないと思われる。

(51) (52) 大原社研編前掲書(6)一一二頁

(53) 大日農については、『社会大衆新聞』に、小作料適正化や村落活動等の記事がいくつかみられるが、活発とはいえない。

(二) 全農全国会議

政党支持問題を契機として分裂した合法政党政支持反対派（全農内左派）が、一九三一年八月に結成した全農全国会議についてみよう。

全農全国会議は、分裂直後の「八月会議」で「全農は小作人組合であり小作料に対する闘争を本来の任務とする。従つて借金その他の闘争は組合としては副次的な闘争題目である」と、全農は小作人組合と規定した上で「小作人以外の農民にも共通な題目を広汎に取上て、主として小作人以外の層を確保するための組合外の組織」（傍点—原文）として農民委員会を提起した（これだけでは小作争議以外の闘争形態を従属的なものとする従来の全農の方針と同じなのか否か、はつきりしないが、全農は小作人組合

とする以上、本質的なちがひがあるとは考えがたい。

しかしながら、各地の闘争経験を踏まえた三二年一月の第二回全国代表者会議は、組合とは別個な組織として農民委員会をつくる八月会議の方針を批判し、新たな農民委員会を提起している。

そこで決定された『全農全国会議一般運動方針』『農民委員会運動方針』は「本会議は、今や小作農民の組合としての性質を脱却し、半プロレタリアートである貧農の凡ゆる日常利害に關係する闘争のための組織に發展してゐる」と、貧農の利害を強調するが「貧農を主要構成部分とする勤勞農民の組織であると規定する」と勤勞農民組合であることを明記している。

そして「一個の貧農を把えて、その小作人としての要求部分だけを特に切離して闘ふものとしての小作人組合に局限することは實際上むしろ無理が多い」「問題は小作料も借金も、組合が中心となつて農民委員会の形態（小作争議委員会もそれだ）で闘ふことにその重要性があつたのだ」「全農全国会議の本来の闘争をたゞ小作争議のみに限り、他の闘争を何等かの片手間の如く考へる誤りをすて、既に現在組合が中心となつて闘つてゐる各地の農代、農大を以て勤勞農民の諸々の不平不満をとらへて広汎に動員に組織することである」と、小作争議を農民委員会の一形態（いいかえれば勤勞農民運動の一環）として位置づけている。このような勤勞農民運動を担う農民委員会は、部落を基礎とし、町村——地方——県——全国に活動と組織を發展させるべきだとする。

以上のように農民委員会運動は勤勞農民運動と規定すれば、当然中小耕作地主との対抗關係をどう位置づけるべきか、ということが問題になる。第二回全国代表者会議の議事録は、その議論を伝えている。

その会議では、「中立化政策は重要であるが、だからと云つて小地主に対する貧農の現実の闘争をいさゝかも緩めるべきではないと思ふ」「農民委員会の闘争題目の中、小作料闘争は依然として最も主要なものであることを闡却してはならぬと思ふ」という主張と共に「農民委員会の運動に引き入れて、彼等の借金苦などを有利に解決してやれば、三反、五反の小作争議などは起らなくなるのではなからうか？」「地主的要素をも含めて農民委員会で闘ひ、それがすんで之を全部組合に入れた。処がその後小作料

減免闘争が起きて、組合の内部が敵味方になった。然し地主的要素の連中も借金闘争と一緒にやるために組合を去ることができなかつた」「彼等に対する中立化政策が……成功する時、現在の小地主相手の減免闘争は減るにちがひない」「借金などの闘争が發展すれば、小地主相手の闘争は自然に解決して行くと思ふ」等の主張がなされている。結論的には「從來全農は、小地主を主要な敵としてゐたが、借金、税金、その他ブルジョア的諸制度に対する闘争の強化は、これらの小地主層を吾々の側に引きよせ、主要敵から中立化へ転ぜしめ得ると思ふ」「貧農の威力によつて否応なしに彼等を、こちらへついで来ねばならぬ様にし向けるのだ。決して貧農の要求を彼等の要求と妥協屈服せしめてはならぬのだ」という意見に示されるように、硬軟のちがひはあるが、耕作中小地主を中立的階層として位置づけていると考えてよいであらう。

その後の全会派は、このような運動方針で一貫していたとはいひがたい。三二年六月八日の「農村救済運動に対する檄——請願運動を農民委員会運動として押し進める」は、「單なる地主、中農、貧農を打つて一丸とした政治運動から対地主闘争へ發展せしめなければならぬ」「我々は飽くまで農民全体の請願運動を起すのでなく、貧農を中心とし、貧農の要求を掲げて、先づ部落に於ける対地主闘争を喚起することである」と、対地主闘争の喚起・發展を主張している。

内部分裂した全農全国会議の左派（総本部復帰反対派）だけで三二年八月二〇（二二）日に開いた第一回全国委員会では「吾々が得た結論は、闘争は益々広汎に（中農をも闘争に巻きこみ）而も益々激化すると云ふ見透しが正しいと云ふ事であり、この為にくそ農民委員会運動の精力的展開こそが当面最大の任務である」と、農民委員会運動の位置づけを踏襲しているようにみえるが、他方では「我々の究極目的である土地問題の解決の爲めに我々は小作料減免のみの闘争をやるのではなく……支配階級に対する一切の闘争を展開するのである」と小作争議への集中を説いており、方針の混乱を示している。同じく全会非法派の第三回全国委員会（三三年一月二二（二三）（二五））は、「『全国会議とは何か？』を出版した頃には吾々は小作料、借金、税金、飯米等の闘争を全部同一線上に置き、同員に評

働してゐたがこれは誤である。吾々は総ての闘争を地主に向つて進めなければならぬ。借金も、税金も、飯米も全てを地主の責任として減免闘争に集中して戦はねばならぬ」と過去の農民委員会運動を自己批判し、小作人組合にもどることを主張している。

このような混乱は右派（合法再建派）についても同様にみられる。三三年一月二九、三〇日に開かれた全農全国会議全国代表者会議（いわゆる千葉会議）は、「基本的任務は、勤労農民の多数者獲得である」としつつも「我々農民は土地問題の解決なくしては闘争を止めない……今後は、土地問題を中心として、独自の闘争方針の下に闘ひ……進むのでなければならぬ」という発言（大阪西納楠太郎）に対して、何の反論もされてないし、三四年三月の「統一戦線に關し声明す」は、「窮乏の基本的原因である小作制度……その闘争遂行のためには勤労農民の多数者を獲得することが絶対要件である。故に我々は勝利のために勤労農民の多数者を我々の側に戦ひ取らねばならないのだ」と記している。

そして、農民組合の全国的統一を企図した三五年一月二七日の第一回国農民団体懇談会では、「我々は貧農を中心とした農民戦線の統一と考へてゐる。勿論中農をも含むが中農を中心としたものではない」という長尾有（兵庫）の意見と「闘争の中心は小作制度、土地問題であると考へる」「反地主的勢力の結果と云ふ表現をもつ方がよい。小地主を入れてはならない」という叶凸（大阪）の意見が対立したが「結局あまり違はないではないか」（奈良―竹村奈良一）と、あいまいに処理されている。

(1)(2) 全農全国会議編『全農全国会議とは何か』（一九三二年）二六頁

(3)(4) 同前二二頁。なお、全農全国会議規約も「本会議は勤労農民及び本会議の承認したる者を以て組織す」（第三条）と、その構成員を規定している。

(5)(6) 全農全国会議編前掲書 二七頁

(7) 同前三四頁

(8) といえ、小作人組合的な記述が残っていないというわけではない。たとえば、「小作料の闘争には直接關係のない極貧下層乃至中農層をもたとへば別の題目、借金問題を通じて小作料闘争と同一の敵である高利貸地主（たとへ

ば信用組合の幹事は地主が多い）に向つて糾合動員し、農村に於ける土地問題解決のための全革命的エネルギーを、その要求の孤立分散性から守り結束せしめる」（同前書三〇―三二頁）という文章がそれである。

(9) その議論は、同前書六〇―六四頁に記されている。

(10) 第二回全国代表者会議の農民委員会運動方針は、一九三一年六月発行の『農民闘争』（全農左派―全国会議の機関誌的な雑誌）に掲載された中尾敏（埴谷雄高のペンネーム）の「一個の私見として」の論文「農民委員会の組織について」を、ほとんどそのままとり入れたものである。埴谷は、この論文について「昭和六年の四月頃と思われるが、伊東三郎と小崎正潔と私の三人は数回討論を重ねて、そして、私が『農民闘争』に書いたのだつた」（埴谷『石棺と年輪』八一九七六年／四〇頁）と、執筆の経緯を記している。つまりこの頃から「居住する全農民の参加に依（る）……闘争」に「独自の意義」を与え（同前書四七頁）「農民委員会によって動員された大衆を更に農民組合に吸収してゆ」（同前書四八頁）く運動方針の検討が続けられていたのである。

(11) 大原社研蔵『全農全国会議資料』所収

(12)(13) 『農民新聞』九号 三二年九月一日

(14) 社会問題資料研究会編『全農全国会議第三回全国委員会議事録』三八頁

(15) 「全農全国会議全国代表者懇談會議事録」（大原社研蔵『全農全国会議資料』所収）

(16) 大原社研同前資料所収

(17) 青木前掲書第二巻五六〇頁

(18) 全農全国会議については、一柳茂次「全農全国会議の歴史的意義」（農民運動史研究会編前掲書所収）があり、その結成から解体までを詳細に検討している。同論文は、農民委員会の提起をもって「小作人組合から貧農組合への組織規定の転換」として位置づけ、その運動を「半封建的搾取に対するたたかいを、資本主義的搾取に対するたたかいに広げるといふ、農民闘争の階級的性格に対する新しい把握と結びついている」（同前書三四四頁）としている。すでに明らかなように、転換の本質的な面が把握されていないと考えざるをえない。

(三) 日本農民組合総同盟

日本農民組合（一九三二年一月結成）の多数派（平野力三・赤松克麿等）が、国家社会主義に転向したことに反対して組合を脱退した片山哲・松永義雄等が三二年四月二十九日に組織した日本農民組合総同盟についてみよう。⁽¹⁾

恐慌が最も激化した時期に結成されたこの組合は、結成当初から小作人組合の性格を脱却し、勤労農民運動として出発しているといつてよい。その「新農民組合結成に関する声明書」（四月一八日）は、「『耕作農民ノ生活ヲ防衛スルタメニ』ノスローガンノ下ニアラル闘争力ヲ総動員シテ闘ハナケレハナラス」と記し、創立大会の宣言は、「舊に地主に対する小作闘争を行ふばかりでなく都市工業大資本家大金融資本家に向つて権利の奪還を企てる必要である……我等農民は小作農たると自作農たるとを問はず自己の力に自信を持つべきだ」と記して、その一端を示している。翌三三年二月一日の関東代表者会議で決定された闘争方針は「中小地主に対して——本組合は小作、自作、自作農即ち勤労農民を主体とするは他言をまたず。我等は没落地主群をして我等の好意的中立者若くは同盟軍たらしめ、地主群を分裂大地主を孤立せしめ、之を個々に撃破すると共に都市金融財閥を討伐すべきである」と、その方向をいっそう明確にしている。三五年一月一日に開催された第三回全国大会は、「従来の左翼的イデオロギーに基く貧農中心主義、小作争義乃至指導者中心の変態的運動傾向を批判し『自作小作の融合一致に依る全体的農民運動』を提唱する等社会推移の実相に触れたる運動方針を樹てた。その宣言は、「我国農民運動は稍もすれば小作争議に依つて解決せらるゝと思ふことは我々の遺憾とする処である。小作農民の權益擁護の爲めに地主の不当利得に對抗することは勿論必要であるが併し今日農村は地主对小作人の問題のみを解決することによって救はれるものでない。農村疲弊困憊の根本は地主の横暴も一つの原因ではあるが其の主たる禍根は農村負担の過重にある。依つて我々は自作小作農が一致協力して都会農村の負担均衡の運動に

主力を注がんことを強調するものである」と記している。⁽⁶⁾

次に、この組合の三四年の活動状況を機関紙『農村運動』によって一瞥しておこう。その運動には、地主（中小耕作地主だともてよい）、自作農をもまきこんだ産業組合への進出を中心とし、町村政・借金・耕地整理反対・養蚕対策要請などの闘争がある（運動形態としては、部落農民の團結から出発して、全国勤労農民の團結に到る形を主張している）⁽³⁾が、小作争議の記事が毎号かなりの量を占めている。これは、この組合が、小作争議を否定するものではなく、大地主との闘争を勤労農民運動の重要な一環として位置づけていることによるものと理解してよいであらう。

(1) この組合については、機関紙『農村運動』一四号（一九三四年二月二二日—一月二二日）以外に検討すべき資料がないため、内務省警保局『社会運動の状況』によって概況をみるにとどめる。

(2) 内務省警保局前掲書4（昭和七年）一一九七頁

(3) 同前一一九八頁

(4) 内務省警保局前掲書5（昭和八年）一一七五頁

(5) 内務省警保局前掲書7（昭和一〇年）一一五五頁

(6) 同前一一五八—五九九頁

(7) 『農村運動』四号—一九三四年一月二二日—

三、戦後農民運動の発

農地改革前、言いかえれば「地主的土地所有」の基本的な部分が変革される前に、再出発への模索をはじめた戦後農民運動は、運動と組合の形態をどのように規定したのであるうか。共產党が提起した農民委員会方式からみよう。

一九四五年一〇月二〇日の「アカハタ」復刊第一号は、「農民運動は農民委員会によらねばならぬ。殊に農業会の官僚的支配が隅のすみまで行っていることに對して、中農以下の全員が断然立たねばならぬ。小作人ばかりの従来の農民組合は時代遅れであり、且つ不合理で農民の勢力を分散せし

むるものであることを注意しなければならぬ」⁽¹⁾と記し、二月一日に開かれた共産党第四回大会の「農民組織に関するテーゼ」は、「農民闘争は……農民全体を動員し組織することに努力する。……供出・農業会対策・土地再分配問題等、農民の当面せる最も切実な要求を取上げて闘い、そのためには部落・村における農民の總寄合に基く農民委員会を組織する」⁽²⁾と記して、小作人組合を時代遅れとし、全村的農民運動としての農民委員会を提唱している。

戦前の農民組合指導者たちによって作られた農民組合結成準備世話会主催の全国懇談会（四五年一月三日）で決定された「組織活動大綱」は組合の構成、組織活動範囲について次のように記している。

「構成……農民組合は、農業生産者の民主的大衆経済組織である。……主力を形成するものは多くの活動題目を有する小作農である」⁽³⁾「組織活動範囲……組合は、生産並経営に関連をもつすべてを活動範囲として取上げる……例へば小作料、村落内土地利用、農業技術、共同作業、物資配給及購入等一切に亘るのである。しかも一般情勢・季節・地域・相手によつて緩急・軽重が決定される」⁽⁴⁾

この「大綱」では、農民組合は小作農が主力を形成するけれども、農業生産者の組織とされ、土地闘争が特別のいみをもつものとしては位置づけられてない。翌四六年一月二日に農民戦線の統一を訴えた「黒田声明」は、「一般的な既成觀念からは小作人組合として觀察される」けれども、農民組合は、「勤労農民を広汎に動員し包括し得る恒常的同盟体とする方が適切である」と記している⁽⁵⁾。

このような経緯の後に、四六年二月九日に組織された日本農民組合の規約第三条は、「本組合ハ我國ニ於ケル耕作農民又ハ日雇農其他本組合ノ承認シタル者ヲ以テ組織ス」と、その構成員を規定している。農地改革の困難さと不完全さが予測されたにもかゝらず、戦後農民組合は、勤労農民組合として出発したのである⁽⁶⁾。

(1) 青木前掲書第三卷二九〇—九一頁

(2) 同前二九一頁

(3) 同前二九五頁

(4) 同前二九二—九三頁

(5) 『日本農民組合一九四六年度全国大会議案』一五—一六頁

(6) なお、前記「議案」は、小作人組合的色彩を強く残している。しかし、第二次農地改革着手前四七年二月の第二回大会では、「小作人組合の方針では今日の運動は出来ない」と明記した組織方針が、可決されている（青木前掲書第三卷三五九—六一頁）。

四、総括

以上のような一九二〇年代から戦後再出発時にかけての農民運動の模索過程は、何をいみするのであろうか、検討しよう。

第一に、小作争議以外の税金・借金・農産物価格・独占価格等に対する闘争を、小ブルジョアの政治運動であり、農民運動ではないとする、ほとんど一九二〇—三〇年代に貫して存在する理解の仕方（それは、農民運動の内部矛盾を避けるための、無意識的な論理操作であつたと考えるべきであろう）は、小作争議をも含めて、もともと小ブル的な運動でしかない農民運動を、労働運動と並ぶ無産運動と理解したことからくる誤りである（小作争議以外の運動が、農民運動であるか否かについて、縷々述べる必要はないであろう）。

第二に、小作争議は根源的・根本的なものであり、それ以外の運動形態は、従属的なものであるとする（これまた一九二〇—三〇年代に貫して存在する）理解についてみよう。この問題は、やや複雑である。というのは、運動を進める上での政治的効果の面からいえば、土地闘争が重要であり、他の運動を従属的なものとすることは、誤りだとはいえないばかりが考えられるからである（たとえば、巨大地主の存在が、圧倒的であるばあいはそうであろう）。しかしながら、ここではそうした政治的な面を問題にする必要はない。ここでの問題は、小作争議以外の運動は、従属的な運動であり、独自性をもたないということが、論理的にいえるかどうかとということである。いいかえると、そうした運動は独自の問題に対する独自

の運動形態としては扱えない、従属的なものだということが論証できるかどうかという問題である。この独自性を否定する議論は、究極のところ税金・借金・農産物価格・独占価格等の問題は、独自のものではなく、地主小作関係に対して従属的に決定されるものだといわない限り、成立しないのではないかと思われる。

このように考えれば、論理的にみる限り、小作争議以外の運動は、恐慌期を待つまでもなく、農民運動の独自の形態であると考えざるを得ない（それは、自作農・中小耕作地主を含む村落活動を基礎とし、府県——政府へ展開する運動であつた）。したがって、農民運動は、土地闘争とそれ以外の闘争という、矛盾する側面をもつ二つのタイプによって構成される農業経営者の運動＝勤労農民運動であると規定される。

このように農民運動が、もともと勤労農民運動であるにもかかわらず、何故に農民組合は、小作人組合から勤労農民組合に転換するために、恐慌期の摸索を必要としたのであろうか。農民組合は、思想集団や真理追求団体ではないから、数年間の摸索の結果、小作争議以外のタイプをくみ入れた正しい認識に到達したと考えるのは、非現実的であり、またそうした理解では、恐慌期の摸索と逡巡のいみを理解することはできない。むしろ、農民組合の方針なり論理なりは現実に迫られて、転換するものだと思えるべきであらう。いいかえれば、小作農民運動という規定では、農民運動の基本的な部分が把握し難くなったときに、はじめて小作農民運動から勤労農民運動への基本路線の転換（小作農民運動からの脱却）がなされたと思えるべきではないだろうか。そしてその背後には、一方において小作争議以外の「政治運動」の展開があり、他方には「好意的中立者若くは同盟軍」²たらしむべき「小地主を主要な敵として」展開されていた恐慌期の小作争議（本質的には非敵対的な対立である）があつたと考えてよいであらう。

以上のように検討してみると、小作争議をも含めて、一九二〇—三〇年代の農民運動全体を、勤労農民運動と規定した上で、その推移を次のように総括してよいのではないかと思われる。

——一九二六年まで もっぱら小作争議として展開。

——二七年—昭和恐慌前 小作争議を支配的形態とし、他の運動形態

（農民大会・村民大会）を副次的なものとする。

恐慌期以後 小作争議以外の運動（農民委員会・農村委員会等）の相対的比重が大きくなり、小作争議が支配的形態といえるかどうか疑問視され、運動方針は基本的な転換を示す。³

（1）念のために断つておけば、我々はここで地主小作関係と税金・借金・農産物価格等とは本質的に異なるものだといふような、その限りでは議論の余地のないことについて（それが「半封建的」であるか否かということとは、さし当り問題にする必要はない）、その当否を問題にしているのではない。ここで問題にしているのは、そうした異質なものに独自性があるか否かの一点である。

（2）内務省警保局前掲書5（昭和八年）一一七五頁

（3）全農全国会議編『全農全国会議とは何か』六四頁

（4）小作争議の展開を追及することは、本稿の課題ではない。さし当り個別実証分析ではあるが、拙稿「大正末—昭和初期 農民運動中心地における小作争議の展開—群馬県強戸村争議について—」（『山梨県立女子短期大学紀要』第九号—一九七六年）を参照されたい。

（5）本稿では触れなかったが、農村の重要な問題として、農村半プロ層の問題（賃金不払闘争、雇用促進闘争等）がある。この問題は、農業の問題というよりも、むしろ労働問題に属すると考えるべきであつて（農民運動が、そうした問題をも合わせてとりあげなければならなかつたことは、それ自体としては看過すべきではないが）、本質的には農民運動の領域に属するとは考えがたい。

（6）以上の検討によつて、一九二〇—三〇年代の農民運動が、研究者はもとより、運動を実践してきた人々においてさえ、小作農民運動として把握されてきた理由は明らかであらう。それは第一には、小作争議以外の運動を、政治運動とした上に、従属的な運動として扱うという、二重の無意識的な論理操作がなされたことによつて、農民運動の全体把握が妨げられてきたということであり、第二に、運動方針の転換が、運動の主流を形成する全農のばあい、運動の衰退期に、しかも戦時体制への顧慮と重なつて現われたことが、転換のいみを把握する上で障害となつてきたためであると考えてよいであらう。